

海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業についてのお知らせ

現在、本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業では、満12歳以上の方を対象に、1・2回目接種及び3回目接種を行っていますが、4月18日より5歳から11歳の方への接種（1・2回目接種のみ）を開始します（予約受付開始は4月6日（日本時間））。

5歳から11歳の方への接種は、各会場において、毎週1回（羽田空港接種会場では毎週木曜日、成田空港第1ターミナル接種会場では毎週月曜日、成田空港第2ターミナル接種会場では毎週金曜日）の実施となります。

詳細は、以下の外務省海外安全HPに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

なお、5歳から11歳の方が接種を受ける場合には、保護者の同伴が必要となります。

また、3回目接種については、本邦においては現時点で12歳以上が対象とされており、12歳未満の方は受けることができませんので御留意ください。

本事業で接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

問い合わせ先

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

（アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、セントビンセント、セントクリストファー・ネービス、スリナム、ドミニカ国、セントルシア及びグレナダを兼轄）

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp